

申請書等における性別記載欄の見直しについて（調査結果）

性的マイノリティの方々に対する人権擁護の観点から、本市の申請書や証明書等を全庁的に調査し、性別記載欄の見直しを進めることとしており、令和元年から継続して調査している。令和7年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間 令和7年8月21日～令和7年9月12日

2 調査基準日 令和7年4月1日

3 調査対象文書

- (1) 市民が市に提出する書類（申請書、届出書、報告書、アンケート等）
 - (2) 市が市民に交付する書類（証明書、通知書、許可書、アンケート等）
- のうち、性別記載欄を設けてあり、今後も継続的に使用が見込まれるもの。
ただし、令和元年の状況調査以降に性別記載欄を削除した文書は調査結果把握のため含む。

4 調査結果

市に裁量がある書類について

年度	合計						削除不可	うち表記工夫済	改善率
		削除可	うち削除済	改善率	うち変更予定	変更予定率			
R5	225	152	125	82.2%	6	3.9%	73	30	41.1%
R6	233	159	135	84.9%	6	3.8%	74	34	45.9%
R7	231	162	140	86.4%	2	1.2%	69	35	50.7%

※ 性別記載欄を削除することを「削除」と表記

5 まとめ

令和7年度では、市に裁量がある書類のうち性別記載欄の削除可能な書類は162件、そのうち性別記載欄を削除済みは140件であり、改善率は86.4%と前年より1.5%改善した。また、削除不可能な書類は69件あり、「男・女の2択にせず、『空欄』や『答えたくない』という選択肢を追加する」など表記を工夫している書類が35件で、改善率は50.7%と前回調査と比較して4.8%増加するなど見直しが進んだ。一方、改善に伴い旧様式となった書類の在庫について確認したところ一部廃棄した書類があったため、廃棄を最小限にとどめるためにデジタル化の推奨やストックの適正管理を促した。

今後も、性別記載欄を削除するよう働きかけるとともに、削除不可能な書類については工夫して対応するよう求めていく。また、市に裁量のない書類については県や国の動向を注視し、記載方法の変更があった場合は遅滞なく変更するとともに、性的マイノリティの人権擁護やダイバーシティに関する職員研修も引き続きおこなっていくことで、誰もが住みよいまち鯖江になるよう推進していく。